

労働教育は何をめざすのか

岩田康晴

新潟県高等学校教職員組合執行副委員長

はじめに

いま高校現場では、求職者の多くが、就職希望をかなえられずに最終的に大学や専門学校志望に変更してしまう。しかし大卒や専門学校卒の就職内定率は高卒より高いとはいえない。このような、学校から社会・職業への移行が円滑に行なわれない状況に対し、各方面から提言がなされている。多くは勤労観・職業観などの、社会的・職業的自立にむけた能力や態度の育成を求めているが、そもそも学校教育が社会的・職業的自立した主権者を育てる力を失っているとの指摘も多い。しかし、労働教育こそが学校教育改革の大きな欠かせないピースになりうるというのが私の結論である。

本稿は、まず二〇〇九年度の労働市場の実態と、政府の雇用対策の状況をふりかえり、つぎにキャリア教育・職業教育、もしくは労働教育に関しての最近の報告書から、求められている教育のあり方をまとめた。それらから導き出さ

れる労働教育の課題を抽出することが本稿の目的である。

それらの課題を解決するために、地域で労働教育をすすめる、持続可能な地域社会の担い手を育むことが最終的な目標であることは、いうまでもない。

一 二〇〇九労働市場の実態

「平成二二年度学校基本調査の速報について」(文科省・八月)によれば、高等学校卒業生一〇六万八二九二人中、就職者は一六万七三四九人一五・八%(前年度比△二・四ポイント)、一時的な職に就いた者は一万五五六一人一・五%(前年度比〇・二ポイント増)、進学も就職もしていない者は五万九四二二人五・六%(前年度比〇・五ポイント増)、不詳・死亡三二一人である。また、大学卒業生五四万一一一人中、就職者は三二万九〇八五人で「進学者のうち就職している者」五八人を含む就職率は六〇・八%(前年度比△七・六ポイント)、一時的な職につ

いた者は一万九三二一人三・六%(前年度比一・三ポイント増)、進学も就職もしていない者は八万七〇八五人一六・一%(前年度比四・〇ポイント増)、不詳・死亡一万八二六人である。

「平成二二年高等学校卒業生の就職状況(平成二二年三月末現在)」に関する調査について(同・五月)では、就職希望者の就職率は九一・六%。学科別では、普通科八六・六%、専門学科合計九四・八%(最高の工業九七・〇)、最低の看護八〇・八)、総合学科九〇・七%。地域別には最高の富山県九八・一%から最低の沖縄県七五・九%等の地域差がある。性別では、女子八八・二%、男子九四・一%と五・九ポイントの男女差がある。男女差は、女子の希望は事務系や販売系に集まるが高卒需要がないミスマッチから生まれている。

「平成二二年度大学等卒業生の就職状況調査(四月一日現在)」について(同・五月)によれば、大卒就職希望者の就職率は九一・八%(女子九一・五%、男子九二・五%)(文系九一・〇%、理系九五・二%)(近畿地区九四・七%、九州地区八八・九%、短期大学卒の就職率は八八・四%、専修学校卒の就職率は八七・四%、大学等全体では九一・四%(前年比三・九ポイント減)だった。大卒者の就職率は、就職氷河期といわれた二〇〇〇年四月の九一・一%に比べ低率である。

以上のように労働市場は冷え込み、高校・大学等の新卒者の就職率が落ち込んでいる。高卒

の就職率九一・六％は、氷河期最低の八六・三％（二〇〇一年度）よりは高いが、高校現場の実感からいえば就職希望者が、最終的には進学や家事従事に志望変更している（二〇〇九年七月末現在の就職希望者一九万九八六人が、二〇一〇年三月末には一五万三二七人と一八・七％の生徒が進路変更・厚生労働省「平成二一年度高校・中学新卒者の就職内定状況等について」による）ように、就職不安は深刻だ。大卒等においても、新卒であることが就職活動に有利に働くための計画留年を支援する補助金施策が採られる等、同様に問題は数字以上に大きい。

二 二〇〇八年以降の 政府の緊急雇用対策

1 経過

二〇〇八年九月のリーマンショック以降の世界的な金融危機の後、高卒の内定取消（二〇〇九年三月末で三八六人、その後三六五人が進路決定、六月最終内定率九七・八％）などの問題が惹起し、政府の雇用対策（全般）や二〇一〇年三月卒業予定者の就労対策がなされた。

厚生省は、二〇〇八年一二月雇用調整助成金の創設、二〇〇九年四月コミュニティ・ジョブ支援事業、二〇〇九年七月緊急人材育成支援事業、二〇〇九年九月パッケージ関連事業、を手当し、雇用（とりわけ雇用保険費受給者、失業

情勢の厳しい地域や、新卒者）への支援を表明した。これは、ピッツバーグ・サミットのG20首脳声明（二〇〇九年九月）で、ILO「仕事に関する世界協定（同六月）」に沿ったディーセント・ワーク（人間らしい働き方）の保障にむけた「失業者及び失業のリスクが最も高い人々に対し」て『所得、社会的保護及び訓練支援を引き続き提供』する合意に沿うものだった。

政府は首相を本部長とする緊急雇用対策本部を立ち上げ、二〇〇九年一〇月二三日に「緊急雇用対策」を公表し、緊急雇用対策本部内の「推進チーム」を設置、「雇用戦略対話」や「地域雇用戦略会議」の場で、労働界・産業界をはじめとする国民各層との対話をすすめることとした。

2 政府「新卒者支援チーム」のとりくみ

(1) 新卒者就職支援体制の強化（高卒・大卒就職ジョブサポーター九二八人の配備…三一〇人増）

(2) 「就活支援キャンペーン」(①求人求職内定関連情報の前倒し、②就職説明会の積極的な開催と周知、③経済四団体へ支援チームから求人拡大要請、④各省から所管業界団体に求人拡大要請、⑤地域ごとの掘り起こしの加速（都道府県労働局において、都道府県と連携し、地域の事業主団体への緊急求人拡大の要請）⑥支援チーム現地視察による新卒者支援の実態把握)

(3) 新卒者体験雇用事業（一カ月の体験雇用

と雇用主への体験雇用奨励金八万円）

二〇一〇年六月には、体験雇用の期間は、三ヵ月（二〜三ヵ月目は、四万円）に延長され、八月八日現在利用者数は九一三人で、正社員になったのは二六八人（日本経済新聞による）。二〇一一年度にむけては、現在助成額を引上げ、対象者を二四〇〇人から一万人超にむけ検討されている。

(4) 新卒者向け職業訓練六ヵ月（一〇万円／月の生活費支給）

二〇〇九年度第二次補正予算額で、新卒者等支援強化対策費七八億四三〇〇万円【中小企業経営強化雇用促進事業費】七六億二〇〇〇万円【新規学校卒業業者等支援強化対策費】一億二三〇〇万円、【大学教育・学生支援推進事業費】一億円】を計上して行なった。現在は、厚生労働省が全般的な求職者支援制度を一年度から恒久化する検討に入っている。

3 政府「雇用戦略対話」とは

「雇用戦略に関する重要事項について、内閣総理大臣主導のもとで、労働界・産業界を始め、各界のリーダーや有識者が参加し、意見交換と合意形成を図る」として、労働側（連合古賀会長、團野副事務局長）、産業界（経団連代表と日本商工会議所代表）、有識者（樋口慶應大教授、宮本北大教授）、政府（鳩山首相はじめ七閣僚ら）、教育界（全国高等学校校長協会と永井中央大学総長、NPO理事長）とで行なった。雇用の維

持・創出、男性稼ぎ主が妻と子を養う構造を支える構造の変換や、障害者雇用の新たな論点が出された。鳩山首相（当時）は、とくに新規学卒者への対策をとりあげ、労働界・産業界・NPO等の力を借りての雇用問題の解決に意欲を示した。

雇用戦略対話の地域版「地域雇用戦略会議」は、二〇〇九年十一月、内閣府から各都道府県知事あてに、地域における緊急雇用対策に、関係自治体、関係機関、労働界、産業界、教育界、NPO等を推進母体とし、来年度以降の正式開催、および本年度内での先導的会議開催を要請した。地域からのとりくみは、盛り上がっていない感があるが、今後の地域主権からの積極的雇用対策のために重要な方向性ではないだろうか。

三 求められているキャリア教育・職業教育、もしくは労働教育とは

1 政府の雇用対策からみる社会変化への対応 —長期的な社会システムに関して—

前記「雇用戦略対話」有識者委員である宮本太郎は、ひたすら小さな政府をめざした一九九五年からの「真に失われた一〇年」で、男性稼ぎ主が家計を支える等の社会・家族システムの変容に対応できずに、生活保障ニーズが拡大した結果、雇用が非正規化し、高齢化が進展し、

家族が揺らぎ、社会病理が蔓延したと指摘し、新たな社会モデルとして労働市場を中心とする「交差点型社会」を提唱した¹⁾。そこでは、①労働市場を中心に、②教育、③家族・コミュニケーション、④失業、⑤障害や加齢、の五つのステ이지をつなぐ四つの橋を架け、労働市場への参加支援を強化した「排除しない社会」を構想する。長期的には、安心して学び、働ける社会システムを設計し、一人ひとりの働くことの権利も含めた社会保障としての労働教育をすすめることも必要だと指摘する。

日本学術会議は、文科省の依頼を受け、大学と職業との新しい接続のあり方に関して、①正社員と非正規労働者の二極化を超えて多様な局面で自らの力を発揮し高めていくことのできる社会をめざす必要性、②雇用の一定の流動性と、専門性を有する業務を担う専門職人材の確保を両立させる新しい社会システムの設計、システムを支えるセーフティーネット構築、③地域におけるディーセントワーク拡大につながる専門職業の発掘・育成と、そのための雇用・教育・産業の連携、④大学教育は、職業との対応性を意識し、専門性を媒介とした職業との新しい接続、などを提言した²⁾。このなかで、大卒後数年間を新卒扱いするよう求めたことはとくに大きく報道された。

濱口桂一郎は、労働対価分配の方向性を、その方法論とともに指し示している³⁾。EU社会政策を例にした、年功制・生活給から職務給にシ

フトして社会保障を充実させる道だ。これにより生活保護と失業給付の間を埋めて、働くことが得になる社会の構築に向けて失業者や福祉受給者を労働市場に向かわせる方向は、宮本の交差点型社会や学術会議の新しい社会システムと親和性が高い。濱口の教育的な興味は、職業教育訓練システムとしての職業教育や学校と企業の連携を含めた職業技術教育にあり、現在の、序列を作り、職業耐性だけをはかるような教育に疑問を呈している。見方を変えれば、憲法二五条に立脚する「健康で文化的な最低限度の生活」の保障の正義を、生活費のセーフティーネットを張り巡らせることで達成する、EU的な社会分業のグリーン・ニューディールのシステムは、宮本のいう労働教育とも親和性が高い。

2 労働経済白書が求める キャリア教育・職業教育

平成二一年版労働経済白書⁴⁾は、「賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活」と題し、持続的な発展のために内需の改善に向け、非正規労働者など不安定就業者の正規化など長期雇用システムを拡張した雇用システムを検討した。同二二年度版は、「産業社会の変化と雇用・賃金の動向」と題し、産業・雇用構造の高度化と、経済活動の成果の適切な配分と、いきがいを高めた労働生産性の上昇を求めた。教育では、一九九〇年代後半から二〇〇〇年代初めにかけての採用抑制傾向が若年層の失業や不安定な就業を増加さ

せる直接的な契機だと指摘した。一方、若者が長期の職業キャリアを十分に展望することなく、安易に職業選択を行なっていることを危惧した。その結果、就学中から将来を見すえた学習活動に意欲的に取り組むとともに、学校生活から職業生活への円滑な移行を実現することが重要であるとの視点から、若年者への支援のため社会全体として取り組むことを期待している。その教育の本身は、人材育成の課題として、中小も含めた企業の人材育成を側面的に支援することや、必要とされる人材についての見通しを立てた育成・確保を挙げた。ここでは、地域の戦略的で実践的な職業教育を、将来像として読み取るべきではないか。

3 厚労省「研究会報告書」に関して

厚労省は、非正規労働者の趨勢的な増加や就業形態の多様化や新たな労働法制の創設・施行のなか、個別労働紛争などが増加するなど労働者の権利の認知度が低く、労働者の権利が守られていないことから、「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」をまとめ、関係者の適切な対応・措置を求めた。⁶³ 報告書では「……労働者が、自らの権利と義務についての知識等を単に『知っている』だけでは不十分であり、問題が生じた場合の相談窓口などの幅広い知識もあわせて習得するとともに、知識等を実際に活かして適切な行動をとる能力を身に付けておくことも必要不可欠である」と

重要な指摘をしながらも、続けて「労働者が自ら職場における紛争の防止に対処する方法を意識し、実際に行動を起こすための原動力となる『問題解決能力』や、社会生活のルール及び基本的な生活態度を身に付け、他者との良好な人間関係を構築するための『社会性・コミュニケーション能力』を高めることが、実際の職場における紛争の防止や解決に資する」と一般的な道徳論に終始している。

実際には、池田賢市が指摘するように、憲法で保障された権利を、不断の努力で保持し、いかに行使するかという憲法教育こそが求められるだろう。そのような義務教育段階のトレーニングの基礎の上に、労働関係においては、ILO第一四四号条約・第一五〇号条約による政労使三者構成原則と、これを具現する憲法二八条（労働三権の保障）を基本とする、労働組合の意義と活用⁸の教育こそが解決の道ではないか。

この事は、すでに強く指摘されている。マツト・ノイズ⁸は、労働者教育（Worker Education）を、民主的・参加型で、民主的な労働組合と団体行動へと発展させると同時に労働者の能力を発展させるように設計された民衆教育（Popular Education）の一つで、人種、性別、ジェンダー、国籍の問題を含む労働問題を解決するための解放教育ととらえたうえで、労働者自らの手で労働問題を解決するための教育方策を実践から論じている。

4 中教審の求めたものとは

中教審は、〇八年一月の文科大臣諮問に対し、キャリア教育・職業教育特別分科会で、充実した議論を積み重ね、第二次審議経過報告書「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」⁹を公表して意見を求め、審議を続行している。

(1) 内容

① 定義

「二人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であるキャリア教育と、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である職業教育について改善や充実を図る必要がある。

② 基本的方向性

「キャリア教育の視点に立ち、社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育から高等教育までの体系的な教育の改善・充実」「職業教育の意義を再評価し、実践的な職業教育を体系的に整備」「生涯学習の視点に立ち、キャリア形成支援を充実」

③ キャリア教育で育成する主要能力

人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力

④ 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の具体的方策

各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化、各学校の教育課程への位置づけ、多様な幅広い他者との人間関係の形成、社会や経済の仕組みなどについての理解の促進、体験的な学習活動の効果的な活用、キャリア教育における学習状況の振り返りと教育活動の評価・改善の実施

さらに、後期中等教育、高等教育、生涯学習それぞれでの充実方策が議論されている。

⑤ キャリア教育・職業教育の充実のためのさまざまな連携の在り方

地域・社会との連携、産業界等との連携、学校間や異校種間の連携、家庭・保護者との連携、関係行政機関との連携（厚生労働省、経済産業省等）

(2) 課題

諮問段階から「フリーター・若年無業者や、新卒者の早期離職が問題となるなど、学校から社会・職業への移行が必ずしも円滑に行われていない状況」への対策という側面があり、厚生省報告書と比べても、労働者としての権利保障のための教育という議論は少なかった。言い切ってしまうと、自分自身の生涯のキャリアをつくる教育を対象としている。憲法的な、教育の力をして社会を形成する主権者を育成する概念について、議論はあったが報告からは抜け落ち

たかたちだ。この議論の方向で、より狭い職業技術教育の視点で議論が深まり、真の課題解決にむけた教育改革につながるのか懸念される。

5 連合が「労働教育」を提起

連合は「労働を中心とした福祉型社会」をめざしている。これは「働くことにもっとも重要な価値を置き、すべての人々に能力に応じて働く機会と公平・公正な労働条件が保障され、安心して自己実現に挑戦できるよう社会保障をはじめとしたセーフティネットがはりめぐらされた社会」である。「労働教育」について連合は、「労働の尊厳」の観点から、働く者の権利・労働組合の必要性などについての教育を充実させる^⑩として、二〇〇六年に「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育と社会教育をすすめる」と方針決定した。その後、「若者に『働く』基礎知識を…働く者の権利、労働組合の必要性など、『労働の尊厳』の観点から勤労観・職業観を醸成するための教育を充実させる」など要求項目を設定し、実現に向けて、要請行動、審議会等への参画の他、住民参加の地方教育行政の推進、各単産には各教育機関で講座を持つ等、各レベルでの積極的推進を呼びかけた。連合は大学（日本女子大学、同志社大学、一橋大学、埼玉大学）での労働や労働組合に関する「寄付講座」をスタートした。地方連合では、北海道、愛知、埼玉、群馬等できりくんでいる^⑪。

6 日教組の労働教育

(1) 大会で方針化

日教組は二〇〇七年九五回大会で方針に「子どもたちの進路保障の観点から労働観、職業観を育成するため…連合のすすめる『労働教育』と連携してとりくむ」と方針化した。具体には、子どもたちの進路保障の観点から、労働観、職業観の育成について、高校カリキュラム改革研究委員会から「普通職業教育」として提起した。

(2) 憲法の要請

—主権者教育として「普通職業教育」を提起

二〇〇七年度、高校の未履修問題が問題となるなか、生活者・労働者として民主社会の主権者としての市民を育む高校カリキュラムのあり方を課題に、日教組は「高校カリキュラム改革研究委員会（座長：吉本圭一）」を立ち上げた。中間報告「競争から関係へ—社会をつくりかえる主権者教育—」^⑬で理念として「競争から共生へ」「選択から関係へ」を挙げて、各県単位組合等での議論を経て、最終報告書『高校カリキュラム再構築と労働教育—普通職業教育のすすめ』^⑭を出版した。すべての者が「共通に学ぶ」べき、（学校教育法上、高校で初出する専門教育ではなく、義務教育から学ぶ）普通教育としての職業教育、「普通職業教育」の提起である。これは職業を通じた社会認識や社会参加の視点

です。すめるものであり、一つひとつの権利保障を共有して確認しあう憲法教育を拡げ、一つひとつの労働の権利について行なう権利保障に立脚した提言である。同時に、家庭・地域における労働や生活など、具体的な教材を使う必要性から、「普通職業教育」の実施主体として「地域・合同・総合制」の高校像を併せて実践とともに提言している。

(3) 「普通職業教育」の基本的考え方

- ① 働くことは民主社会にあつて権利であり義務である（憲法二七条）ことから、勤労の義務を個人の問題としてではなく、その個人が社会を形成していく側面に注目している。そのため、現実問題としての社会的つながり（相互依存関係）や社会をつくりかえていく市民・主権者としての側面を重視している。また、働くことの道徳的価値を強調することは、何らかの理由で働けない者に対する差別や偏見につながるとして、国の義務（勤労を保障する義務）を強調する。
- ② 差別なく仕事に就き、適正な労働条件・労働環境が用意されなければならない（憲法二八条、労働三法）。
- ③ 労働し、市民・主権者として社会を作り上げ、つくり変えてゆく責任がある。
- ④ その中心的な内容が「労働教育」（＝労働者の権利教育）である。

(4) 学校ですめられてきた労働教育の実態

高校における労働教育には、次のような具体の実践がある。このような実践を参考に、今後意識的、積極的にとりくまれる必要がある。

- ① 職業について、学校設定教科・科目「職業」・「職業基礎」、専門学科等における「課題研究」「総合学科必修の「産業社会と人間」「総合的な学習の時間」を活用しカリキュラム化した実践がある。
- ② 連合など労働組合を通したとりくみ（日教組出身の連合役員と連携―出前授業）
- ③ ビデオ教材の活用や、行政と連携し、労働法等についてのパンフレットを活用した労働の権利学習。
- ④ 教育行政と連携した、卒業生全員に労働相談窓口案内チラシ配布（神奈川県高教組）や、その実際の活用教育。
- ⑤ 大阪高教組（西成高校）はすべての生徒の自立を支援するため、働く権利はじめ人権を保障する観点の教材作成。^⑦
- ⑥ 宮崎高教組女性部は、当初女子生徒の就職のための権利手帳作成を、「働く皆さんへ」へと広げてとりくんだ。

7 労働教育からみた教育課題

二〇〇九年、『教育と文化』は、労働と教育をめぐって特集を組んだ。^⑧

筒井美紀（京都女子大学）は、「どうする『ガ

ビョウ型』労働市場社会の学校教育」で、社会的考察から学校教育が能力主義に陥り自己責任論に巻き込まれやすいことに警鐘を鳴らし、労働配分の偏った制度や構造といった視点から労働を見る眼力を養おうと提案する。

桜井千恵子（大阪大谷大学）は、「教育と労働のいけな関係―『学力を叩き込むしかない』のか？」で、戦後民主主義教育は、出身階層に関わらない学力向上施策で「高校全入」運動をすすめる、人的能力政策と親和的であったことを指摘する。そのうえで、個に還元しない能力の共同性という原理をしつかりみることで、学校が保護者や地域と共有する重要性を説く。

石川多加子（金沢大学）は、「権利としての労働教育―憲法学の立場から―」で、憲法が「権利」として保障する労働に関し、学校教育の場で何を伝えるべきかとの観点で議論を展開する。その点で現状の「キャリア教育」は、道徳心や規範意識を醸成し、従順な労働者を育成する側面があることを指摘する。権利は幾多の犠牲の上に保障された歴史を持ち、主張し続け正当に行使しなければ費えてしまうことに気づかせる重要性を強調する。

吉本圭一（九州大学）は、「すべての生徒が学ぶ高校段階における労働と職業の教育」で、文科省の「キャリア教育」は職業への移行や社会的な自立にむけた多面的な能力形成をめざしているが、そこに個人のキャリアを開拓していく個人の力と別の、「他人の権利」を守りなが

ら社会をつくりあげていくという社会参画への能力が明確に目標とされているのか疑わしいと指摘する。そのうえで、自らの権利や社会における役割だけに焦点をあてるのでなく、同時に他者の働く権利や役割を守るための、労働と職業に関わる知識・技能・態度を養うことの重要性を説く。

石井小夜子（弁護士）は、「ひとりで戦った高校生」で、アルバイトの賃金未払いを少額訴訟で勝ち取った高校生の戦いを紹介し、権利を守る実践的な視点の大切さを指摘する。

これらの指摘から気づかされることは、教育を権利ではなく、自己責任の消費ととらえる新自由主義的な教育改革に巻き込まれて、生徒個人個人の自己実現をめざす教育にのめりこんだ結果、労働から目を背けている教育現場の実態があることだ。これを解決するためには、まず教職員一人ひとりが、自覚的に地域社会や地域労働に目をむけなければならないだろう。連合に結集する地域の労働者は、労働の尊厳を中心とした労働教育のために連携する準備も方針も持って、学校現場からのほたらきかけを待っているはずだ。

四 労働教育の実際に関する課題

1 全般的な課題

―権利保障・地域活動・なかま・ディセントワーク

義務教育段階からの労働教育について、文科省・中教審ですすめられているキャリア教育・職業教育の検討で強調されている、「個人の生涯にわたるキャリア形成」では、出世や自己責任につながるかねない（下記の学習の両義性）。そこに欠けている視点は、将来にわたり働く権利を保障すること、なかまとともに分業社会を形成すること、また地域でのディセントワーク保障などである。

そのための基礎的な学びとして、人権の教育や、地域の様々な職業やくらしについての学びを構想し、各教科等の特質に応じカリキュラムを体系化する必要がある。

2 職業に対する考え方

―専門性の議論

職業教育・労働教育は、一般的に誰もが身に付けるべき領域と、専門性を高める領域を含む。まず後期中等教育までに一般的事項が「普通職業教育」として習得される必要がある。そのうえで日本学術会議が指摘するような「専門性」をもとに職業と接続することもあるだろう。

3 同一価値労働同一賃金から想起される「職」について―骨太な「働き方」を

同一価値労働同一賃金からは、一定の「職」の存在が想起される。「資格」にもとづいて「職」が決定する側面もあるだろう。高等教育自体も「資格」化への道を探っている。中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」^⑨は、学位授与に関して、国際通用性の観点から「何をおしえるか」から「何ができるようにするか」という基準の明確化が答申され、学士力を①知識・理解、②汎用的技能（コミュニケーションスキル、問題解決能力等）、③態度・志向性（自己管理能力、チームワーク等）、④総合的な学習経験と創造的思考力の四点で示した。日本学術会議も「学士力」の分野別質保証の枠組みとして再定義を試みているが、「職業人として、あるいは市民として生きていくための基礎・基本」を留意し、学士課程の教養教育の原点が「民主主義社会を支える市民の育成にあることを再確認」し、市民的教養あるいは市民性を「社会の公共的課題に対して立場や背景の異なる他者と連携して取り組む姿勢と行動として再定義」するなど、その憲法的な教育の意義を強調している。

「資格」に戻ればこの際、一定の「資格」・技能を得るための教育、専門技術教育に矮小化するのではなく、もっと骨太な「こういう働き方をしたい」という一般のおよび専門的な教育

を想定する必要があることを指摘したい。日本で一定程度定着している職場内OJTを中心に技能を磨くシステムでは、「資格」はより副次的になっている側面もあるからだ。

4 職業教育・労働教育の行なわれる場

―地域社会の役割

個性・人格が発揮される場としての職業の側面から、人格の完成を目標とする教育の営みのなかで、職業教育・労働教育は重要である。個性・人格は内面のみでつくられるのではなく、社会的に構成される。とくに初等・中等教育では、地域社会での個別的・具体的な暮らしや体験が重視されるべきである。

労働経済白書が求めた中小を含めた企業の人材育成支援や必要とされる人材の見通しなどは、学社連携の中で地域の学校教育が戦略的にとりくまれることで解決の道筋がみえるのではないか。

5 「地域合同総合制」と

地域のディセントワーク

それぞれの職業に尊厳をおき地域生活が営まれる必要がある。また、地域の産業・教育・労働者が連携し、「普通職業教育」で一般的事項を学ぶなかで、専門性も学ぶことができるよう工夫が求められる。

学び舎である高校は、生徒が目にして暮らす地域の中にあり、様々な専門の学び（工業、農

業、商業等）も保障する（地域合同総合制^①）ことが望まれる。加えて地域生活を視野に入れて職業・労働を学ぶときには、人間らしい生活を担保する人間らしい労働（ディセントワーク）とともに学習される必要がある。

6 学習の両義性とその克服

神野直彦によれば、日本は共同体社会から重化学工業を基盤とした福祉国家に移行し、教育が財政による公教育（学校）に任された^②。その結果、学校教育は社会統合の国民形成と労働能力・生活能力育成の両義を持つようになったという。つまり教育の学校化により、学習は一義では無償の義務教育による平等・社会統合の機能、一義では市場に作り出される所得格差を認めさせる階層付け機能をもつようになった。階層付けの役割に特化した学び（自律性のない、現実生活と乖離した学び）は、規範教育の枠を出ず、主権者の形成に失敗するという。社会が教育の意義を取り戻し、自ら学ぶ運動・学び合い（＝生涯にわたる学び）で克服される必要がある。

本稿で構想する労働教育は、濱口が指摘する「序列を作り、職業耐性だけをはかるような教育」を、職業的意味のある普通教育へ転換して分業社会をめざすことにより、学習の両義性を克服する教育改革である。

五 まとめ―労働教育は何をめざすのか

労働教育とは正規・非正規の不均衡や新規卒業者を中心とする就労問題等の労働問題を抱える時代を切り拓く主権者を創り、連帯する教育である。世の中で力を付けて勝ち抜こうとする新自由主義者の育成に堕する事は、時代を切り拓く教育と逆行する。

いまや労働教育は、喫緊の教育課題であり、一人たりとも教職員が避けて通ってはならない課題となった。しかし現在は、養成課程や働き方からして、その知識すら持ち合わせていない教職員も多い（厚労省研究会でも、教育公務員が労働基準法の埒外に置かれていて労働基準法に鈍感であるという指摘があった）。さらに、厚労省が指摘するように、「実際に知識等を活かして行動できる能力がなければ、問題を解決できないため、知識の付与だけに留まらないバランスの取れた教育の重要性」がある。（労働の）権利を保障しあう力を不断の努力（憲法一一二条）で保持しない知識は問題を解決できない。権利を保障しあうことは憲法に組み込まれた公器としての労働組合の責務であり、労働組合に結集して労働運動を推し進めることが、労働教育の質を高める。

労働教育にとりくみ、労働を中心とした福祉型社会の実現を図りたい。これが連合と日教組の共通の目的である。いまや労働組合は、その

責任を自覚している。一人ひとりの教職員の自覚が次のステップだ。わが新潟高教組は、責任を共有する連合新潟と連携し、地域での労働教育を作り上げる委員会を立ち上げ、労働教育の実践にとりかかる準備をすすめている。

- (1) 宮本太郎『生活保障——排除しない社会へ』(岩波新書、二〇〇九年一月)。
- (2) 日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について」回答(二〇一〇年七月)。
- (3) 濱口桂一郎『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』(岩波新書、二〇〇九年七月)。
- (4) 労働経済白書「平成二二年版労働経済の分析——雇用の安定を基盤とした安心できる勤労者生活のために」(二〇〇九年六月)。
- (5) 労働経済白書「平成二二年版労働経済の分析——産業社会の変化と雇用・賃金の動向」(二〇一〇年八月)。
- (6) 厚生労働省政策統括官(労働担当)「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」(二〇〇九年二月)。
- (7) 池田賢市・石井小夜子『法教育は何をめざすのか』(アドバンテージサーバー、二〇〇八年五月)。
- (8) マット・ノイズ「労働者教育の問題点——ニューヨーク市立大学に拠点を置く複数の労働者教育センターにおける教育実践から」労働法律旬報一六九四号(二〇〇九年四月)四五頁以下。
- (9) 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会第二次審議経過報告「今後の学校におけるキャ

リア教育・職業教育の在り方について」(二〇一〇年五月)。

- (10) 日本労働組合総連合会「教育が未来を創る——連合・教育改革二二の提言」(二〇一二年二月)。
- (11) 日本労働組合総連合会「政策・制度 要求と提言」(二〇〇九年六月)。
- (12) 日教組高校カリキュラム改革研究委員会報告「高校カリキュラムの再構築と労働教育」(アドバンテージサーバー、二〇〇九年六月) 第四章参照。
- (13) 日教組高校カリキュラム改革研究委員会中間報告「競争から関係へ——社会をつくりかえる主権者教育」(二〇〇八年六月)。
- (14) 日教組・前掲注(12)。
- (15) 日本労働組合総連合会「組合の力があれば——四人からのメッセージ」(DVD)(二〇〇七年)。
- (16) 大阪府商工労働部雇用推進室「働く若者のハンドブック」(二〇〇九年一月)、東京都産業労働局「ポケット労働法」(二〇一〇年六月)、三重県生活部勤労・雇用支援室「これから社会へ羽ばたく若者のための働くルールブック」(二〇一〇年一月)、北海道経済部労働局雇用労政課「働く若者ルールブック」(二〇〇九年七月)、新潟県労政雇用課「若者のための労働ハンドブック」(二〇一〇年一月)、NPO法人あつたかサポート編「働く前に知っておきたい基礎知識」(二〇〇九年)。
- (17) 大阪府立西成高等学校「反貧困学習——格差の連鎖を断つために」(解放出版社、二〇〇九年七月)。
- (18) 「特集・労働と教育をめぐる」教育と文化五六号(アドバンテージサーバー、二〇〇九年七月)。

(19) 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(二〇〇八年十二月)。

- (20) 日本学術会議・前掲注(2)。
- (21) 日教組・前掲注(12) 第五章参照。
- (22) 神野直彦「教育再生の条件——経済学的考察」(岩波書店、二〇〇七年一〇月)。
- (23) 濱口・前掲注(3)。
- (24) 江花和郎「自立した持続可能な地域社会をめざして——地方連合会の挑戦」(連合新潟二〇〇九年八月)。

(いわた やすはる)